

○上小阿仁村公害防止条例
(平成13年3月21日条例第7号)

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、村、事業者及び村民等の公害防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止に関する村の施策の基本となる事項を定めることにより、住民の健康を保持するとともに生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。以下同じ。)土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の発掘のための土地の掘さくによるものを除く。)及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その活動に伴って生ずるばい煙、汚水、産業廃棄物、騒音悪臭等を自らの責任において適正に処理する等公害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、村が実施する公害の防止に関する施策に積極的に協力するとともに、地域の良好な環境を保全するため最大限の努力をしなければならない。

(村民等の責務)

第4条 村民等は上小阿仁村環境保全条例に基づき公害を発生させることのないように常に努めなければならない。

[上小阿仁村環境保全条例]

2 村民等は、村が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(村の責務)

第5条 村は、国及び県の公害防止に関する施策とあわせて、この条例に規定する施策を講ずることにより、良好な生活環境を保全し、もって住民の健康及び安全の確保に努めなければならない。

(公害防止に関する施策)

第6条 村長は、おおむね次に掲げる施策を講じ、公害の防止に努めるものとする。

- (1) 公害の状況を把握するために必要な監視及び測定に関すること。
- (2) 公害の防止に資するための緑地の保全その他自然環境の保護に関すること。
- (3) 事業者に対する公害の防止についての啓蒙に関すること。
- (4) 事業者が行う公害防止のための施設の設置又は改善について、技術的な助言その他の援助に努めなければならない。

(苦情等の処理)

第7条 村長は、公害に係る苦情、要望等について、村民等の相談に応じ、県及び関係市町村と協力し、その適切な処理に努めるものとする。

(公害防止協定)

第8条 事業者は、村長が自然的、社会的条件その他の事由により、公害の防止のため特に必要と認めて申入れをしたときは、公害防止協定を締結しなければならない。

(緊急時の措置)

第9条 村長は、次の各号の一に該当するときは、当該事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

- (1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく、人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。
- (2) 異常な汚水その他これに準ずる事由により、水質汚濁が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

2 当該事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかにばい煙又は汚水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を村長に報告しなければならない。

(報告事項)

第10条 事業者は、次に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに村長に報告しなければならない。

- (1) その事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、その公害の内容及び公害の防止のために講じようとする措置
- (2) その事業者の管理する施設について故障、破損、その他の事故が発生し、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、その事故の状況並びにその事故に対する応急措置の内容及び復旧工事計画

2 村長は、前項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において事業者に対し、公害の防止に関して必要な事項の報告を求めることができる。

(立入調査等)

第11条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる事業者の工場又は事業場に立入り、その施設、関係書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求のあったとき

は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたと解してはならない。

(改善命令等)

第12条 村長は、公害の発生するおそれのあると認められる場合は、当該事業者に対し、施設の使用方法及び処理方法、又は施設の構造の改善を期限を定めて命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令に基づく改善措置を講じたときは、速やかにその旨を村長に届け出て、その確認を受けなければならない。

(公表)

第13条 村長は、この条例の規定による指導、命令等に従わない事業者及び公害防止協定に違反した事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他必要な事項を公表することができる。

(過料)

第14条 村長は、次の各号の一に該当する事業者を、過料に処する。

(1) 第10条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者 1万円以下

[第10条]

(2) 第11条第1項の規定による調査を拒み、妨げ又は忌避した事業者 1万円以下

[第11条第1項]

(3) 第12条第1項の規定による命令に従わない事業者 5万円以下

[第12条第1項]

(規則への委任)

第15条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。